

令和元年度第7回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	令和2年1月22日（水）午後2時30分～午後3時20分
開催場所	東館4-2会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長（代：環境生活部参事）、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、国体推進局長、教育委員会事務局事務部長、上下水道部長、病院経営推進部長
審議事項	
（1）流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて　＜上下水道部＞	
（2）機構改革（案）について　＜総務部＞	
（3）地方公共団体の長等の地方公共団体に対する損害賠償責任の一部面積について　＜総務部＞	

1 流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて

＜上下水道部＞

概 要

平成28年度から令和7年度までの10か年を計画期間とする「第2期伊勢市生活排水対策推進計画」はおおむね5年ごとに内容点検を行うこととなっており、令和2年度が対象年度であるため、同計画に係わる流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直し（案）について審議を行った。

審議に係る主な内容は、以下のとおりである。

（1）見直し方針

国が平成26年1月に公表した「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づき、下水道と合併処理浄化槽とを経済比較し、更に将来の人口動向や土地利用を考慮したうえで、全体計画の見直しを行う。

（2）下水道全体計画の見直しの検討手法について

ア 第1ステップ（検討対象区域の確認）

全体計画3,509haのうち既事業計画区域や農地等を除いた事業化の可能性がある約700haを対象とする。

イ 第2ステップ（検討区域の評価・判定）

(ア) 経済比較（定量的評価）

下水道と合併処理浄化槽それぞれの建設費と維持管理費を含めた費用の比較を行い、下水道が安価であれば○、高価であれば×とする。

(イ) 将来人口（定量的評価）

将来人口の評価として、下記 a、b の結果から、両方に該当する場合は○、それ以外は×とした。

a 人口動向

各地域の人口増減率を推定し、本市の平均値以上であれば○、それ以下であれば×とした。

b 生産年齢人口割合

各地域の生産年齢人口割合を推定し、本市の平均値以上であれば○、それ以下であれば×とした。

(ウ) 将来の土地利用（定性的評価）

将来の土地利用の評価として、下記 a、b の結果から、両方に該当する場合は、○、それ以外は×とした。

a 都市マスタープラン

検討する区域が都市マスタープランの都市機能誘導ゾーン及び市街地ゾーン内であれば○、ゾーン外であれば×とした。

b 立地適正化計画

検討する区域が立地適正化計画の居住誘導区域内であれば○、区域外であれば×とした。

(エ) 下水道区域の判定

「経済比較」を基本とし、更に「将来人口」及び「将来の土地利用（都市計画上の位置付け）」を考慮して総合的に判定を行った。

ウ 第3ステップ（全体計画区域の見直し）

判定結果に基づき、全体計画区域の見直し（案）を作成した。

- ・現在の全体計画区域 3,509ha
- ・今回見直したことにより変更する区域 . . . 283ha
- ・見直し後の全体計画区域 3,226ha

今回の全体計画の見直しにより、見直し対象区域を事業化した場合における整備に相当する費用約 230 億円のうち、約 90 億円の削減が見込まれる。

(3) 今後の予定

令和2年2月10日 市議会産業建設委員協議会（協議）

令和2年2月20日 上下水道事業審議会（諮問・審議）

令和2年6月 市議会産業建設委員協議会（報告）

令和3年3月 三重県へ見直した計画を提出

結 論

提案された内容のとおりとされた。

主な意見・補足等

- ・浄化槽の支援の状況と調整して進められたい。

資 料

付議事項書

2 機構改革（案）について <総務部>

概 要

令和2年4月機構改革（案）について審議を行った。

審議に係る主な内容は、以下のとおりである。

- ・公共施設マネジメントの推進を図るため「資産経営部」を新設する。同部には、資産経営課、契約課、営繕課の3課を次のとおり設置する。

なお、これに伴い管財契約課を廃止し、建築住宅課は住宅政策課に変更

資産経営課	公共施設マネジメント係	情報戦略局から移管
	資産管理係	管財契約課庁舎管理係の業務を移管 用地課の普通財産の管理及び処分に関する業務を移管
契約課	契約係	管財契約課契約係を移管
営繕課	第1係、第2係、設備係	建築住宅課建築係、営繕係を移管

- ・ICTの活用を更に推進させるため、情報戦略局情報政策課に総務部電算管理係、電算システム係を移管する。
- ・企画調整課にシティープロモーション係を新設
- ・健康福祉部に「子育て応援課」を新設し、ひとり親への支援などを強化するとともに、就学前の保育全般を担う「保育課」を新設する。これに伴いこども課を廃止し、次のとおり業務を移管する。

子育て応援課	子育て応援係、こども育成係、こども家庭相談センター	こども課から移管
保育課	保育係、管理係、運営係	

結 論

提案された内容のとおりとされた。

主な意見・補足等

- ・土地、建物の管理を全て資産経営部がしていくのか。
→いきなりではなく、今後調整していくことになる。
- ・子育て応援課の機能はどのように整理されているのか。
→保育課が保育所の運営・管理を行い、それ以外の子育て支援を行う課が子育て応援課である。

資 料

付議事項書

3 地方公共団体の長等の地方公共団体に対する損害賠償責任の一部免

責について <総務部>

概 要

地方自治法の改正に伴い、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を条例で定めることが可能となったため、市として免責条例を制定することについて審議を行った。

・市の対応案

免責条例を制定することとし、市長等の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、参酌基準のとおり、最低責任負担額を基準給与年額に地方自治法施行令第173条第1項第1号イからニまでのそれぞれの区分に応じた数を乗じて得た額とし、それを超える部分を免責とする。

※地方自治法施行令第173条第1第1号イからニまでの区分

政令で定める基準

基準給与年額×次の表の区分に応じた数

区分	数
長	6
副知事、副市町村長、指定都市の総合区長、教育委員会の教育長・委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、海区漁業調整委員会の委員	4
1 人事委員会・公平委員会の委員、労働委員会の委員、農業委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長、地方公営企業の管理者 2 警視総監、道府県警察本部長	2
1 その他の職員 2 その他の地方警務官	1

結 論

提案された内容のとおりとされた。

資 料

付議事項書